

## 邑南町民間診療所新規開設及び承継支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、「邑南町地域医療構想」に掲げる必要な医療機能の確保を目的として、町内において診療所の新規開設又は事業承継を目的とした拡充を行う医師、歯科医師又は医療法人の代表者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、邑南町補助金等交付規則(平成16年邑南町規則第34号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この告示の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 診療所 医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第1条の5第2項に規定する診療所のうち法第31条で定める公的医療機関を除くもので民間診療所をいう。
- (2) 医師等 医師、歯科医師又は医療法人の代表者(法第31条に規定する公的医療機関の開設者を除く。)をいう。
- (3) 医療法人 法第39条に規定する法人をいう。
- (4) 新規開設 法第8条又は医療法施行令(昭和23年政令第326号)第4条の2第1項に基づき新たに診療所の開設を届け出ることをいう。
- (5) 事業承継 診療所の経営又は運営を後継者に引き継ぐことをいう。

### (補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次のいずれにも該当する医師等をいう。

- (1) 町内において、診療所を新規開設する者(既に町内に開設されている診療所の事業承継を目的とした拡充をする者や、町内の廃止となった診療所を譲り受け、新規開設する者を含む。)

- (2) 診療所の新規開設又は事業承継を目的とした拡充をする際、町内に住所を有する者(町外に住所を有する者であって、町内に住所を有する見込みである者を含む。)
- (3) 診療所を新規開設した後又は事業承継を目的とした拡充後に継続して10年以上運営し、かつ、外来診療を継続する見込みである者
- (4) 邑智郡医師会又は邑智郡歯科医師会に加入し、積極的に地域医療へ貢献する者
- (5) 町が行う保健、医療、福祉等に関する事業に協力する者
- (6) 町税の滞納がない者

(補助金交付額等)

第4条 補助金交付額は、別表により算出された額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 別表の第1欄に掲げる経費は、診療所として一般に必要なとされる機能を有するために必要な範囲内に限るものとする。

3 この事業に対する補助は、当該診療所あたり1回限りとする。

4 申請者は、この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(事前協議)

第5条 申請者は、原則として、診療所の新規開設又は事業承継を目的とした拡充をしようとする日の4か月前までに、邑南町民間診療所新規開設及び承継支援事業費補助金事前協議申出書(様式第1号)に次の書類を添えて町長に提出して協議しなければならない。

- (1) 医師免許証又は歯科医師免許証の写し(医療法人については、登記事項証明書)の写し)
- (2) 診療所の新規開設又は事業承継を目的とした拡充に係る予算書及び資金の状況を確認できる書類の写し
- (3) 診療所に係る簡易な図面等の写し

- (4) 医師等の履歴書
  - (5) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の規定による協議の申出があったときは、書類審査、現地調査等により第1条に掲げる趣旨に合致するか調査するとともに、第13条に規定する邑南町民間診療所新規開設及び承継支援事業費補助金審議委員会(以下「審議委員会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 3 町長は、必要があると認めるときは、申請者に対して意見をし、又は必要な条件を付することができる。
- 4 町長は、審議委員会からの意見を踏まえ、速やかに交付又は不交付を決定し、申請者に邑南町民間診療所新規開設及び承継支援事業費補助金交付(不交付)内示通知書(様式第2号)を通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、前条第4項の内示を受けた後速やかに、邑南町民間診療所新規開設及び承継支援事業費補助金交付申請書(様式第3号)に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 土地売買契約書、建物売買契約書、建物建設工事契約書及び医療機器購入費の見積書等金額の分かる物の写し
  - (2) 医師等の住民票の写し
  - (3) 医師会又は歯科医師会入会申込書の写し
  - (4) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項の申請を行うに当たっては、申請者において当該補助金に係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税相当額(消費税及び地方消費税に相当する額をいう。以下同じ。))のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る

仕入れに係る消費税等相当額が明確でない申請者に係る部分については、この限りでない。

(補助金交付の決定)

第7条 町長は、前条第1項の申請書が提出されたときは、速やかに内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、邑南町民間診療所新規開設及び承継支援事業費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消すものとする。

2 町長は、前項の規定による交付決定の取消しを行ったときは、邑南町民間診療所新規開設及び承継支援事業費補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、補助金の交付を取り消した場合は、既に補助金が交付されているときは、その全額又は一部の返還を命じることができる。

(申請事項の変更等)

第9条 申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、当該補助事業について申請の内容等に変更しようとするとき又は当該補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ邑南町民間診療所新規開設及び承継支援事業費補助金交付変更承認申請書(様式第6号)を町長に提出してその承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 申請者は、補助事業が完了したときは、事業完了後1か月以内(前条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受けた日から1か月以内)に補助事業の成果を記載した邑南町民間診療所新規開設及び承継支援事業費補助金実績報告書(様式第7号)に必要な書類を添えて町長に

提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る会計年度が終了した場合もまた同様とする。

- 2 第6条第2項により交付の申請をした場合は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第6条第2項ただし書に該当した申請者について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第6条第2項のただし書により交付の申請をした者は、前項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(第6条第2項の規定により減額した者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 町長は、前条第1項の報告を受けたときは、速やかに検査を実施し、交付すべき補助金の額を確定し、邑南町民間診療所新規開設及び承継支援事業費補助金確定通知書(様式第8号)により申請者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 町長は、補助金の額の確定通知後に補助金を交付するものとする。

- 2 申請者は、補助金の支払を受けようとするときは、邑南町民間診療所新規開設及び承継支援事業費補助金交付請求書(様式第9号)により町長に請求するものとする。

(審議委員会の設置)

第13条 町長は、補助金の交付決定について必要な意見を徴するため、審議委員会を置く。

- 2 審議委員会は、委員7人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 邑南町議会議員 2人以内

- (2) 公立邑智病院病院長 1人
- (3) 町内の医師、歯科医師の代表者 2人以内
- (4) 邑南町副町長 1人
- (5) 邑南町顧問(医療政策アドバイザー) 1人

3 審議委員会は、協議の申出ごとに組織する。

4 審議委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを選出する。

5 委員長は、審議委員会を代表するとともに会務を総理し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 審議委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

7 会議は、委員の半数以上の出席で成立し、その議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補助金の返還)

第14条 町長は、第3条に定める要件を満たさないと判断したときは、金額を一括返還させるものとする。ただし、病気等やむを得ない事情がある場合は、別途協議するものとする。

(財産の管理及び処分)

第15条 この事業により取得した土地、建物、医療機器等(以下「取得財産等」という。)は、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、台帳を作成し、10年間これを保存しなければならない。

2 申請者は、取得財産等を処分しようとするとき又は他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、若しくは債務の担保に供しようとするときは町長へ邑南町民間診療所新規開設及び承継支援事業費補助金取得財産等処分等承認申請書(様式第10号)を申請し、承認を受けなければならない。

3 町長は、前項の申請があったときは、内容を審査の上、当該取得財産等の処分承認適否の回答を邑南町民間診療所新規開設及び承継支援事業費補助金取得財産等処分等承認書(様式第11号)により通知するものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

1 補助対象経費	2 補助率等
(1)新規開設	1/2
ア 土地、建物の取得	上限額 10,000千円
イ 医療機器(1医療機器あたり1,000千円以上)の取得	
ウ 建物の建設工事	
上記ア～ウの合計額	
(2)事業承継	1/2
(1)に同じ	上限額 5,000千円